

技術名称：衝撃予防措置技術「リフォージュール膜天井工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

リフォージュール株式会社
代表取締役社長 大山 俊司
福井県福井市三十八社町 33 字 66 番地

1.2 技術の名称

衝撃予防措置技術「リフォージュール膜天井工法」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工されたアスベスト含有吹付けバーミキュライト及びアスベスト含有吹付けパーライトに対する物理的な衝撃による粉じん飛散の恐れを予防するための「膜」をアスベスト含有吹付け材に接触することなく設置する技術。

2. 開発の趣旨

アスベスト含有吹付け材（アスベスト含有吹付けバーミキュライト、アスベスト含有吹付けパーライト）が露出した天井を有する建築物において、利用者が継続的に安全な居住空間を確保でき、施工においては短期間で且つ大がかりな養生等を実施することなく、利用者に過大な負担をかけない工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) アスベスト含有吹付けバーミキュライト及びアスベスト含有吹付けパーライトに接触することなく新しい天井を形成する工法を確立する。
- (2) アスベスト含有吹付けバーミキュライト及びアスベスト含有吹付けパーライトへの通常の使用状態における物理的な接触による建築物利用者への粉じん飛散の恐れを予防する。
- (3) 品質を確保するため、教育体制及び施工体制を整え、施工マニュアルを確立する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 技術資料（審査の過程において必要とされた追加資料を含む）
- (2) 施工実績及び性能確認試験結果
- (3) 施工現場調査

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

